

# 索道安全報告書

(一般財団法人)茶臼山高原協会

令和7年度版(2025/2026)

茶臼山高原 第1ペアリフト

茶臼山高原 第2ペアリフト



サンパチェンス(山頂部)



救助訓練

## 1. 利用者の皆様へ

当社の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠にありがとうございます。

当社は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

茶臼山高原スキー場 理事長 伊藤 浩亙

## 2. 基本方針と安全目標

### (1) 基本方針

当社では「安全基本方針」次のように掲げ、理事長以下従事員に周知・徹底しております。

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
- ② 輸送の安全に関する法律及び関連する規定をよく理解するとともにこれを遵守し厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安

全と思われる取り扱いをすること。

- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な改革に取り組むよう努めること。

## (2) 安全目標

「索道運転事故及びインシデント（事故の兆候）は発生させない。」を安全目標に掲げ、安全確保に努めます。

## 3. 事故の発生状況とその再発防止措置

### (1) 索道運転事故（索道人身傷害事故）

令和7年 5月19日に茶臼山高原第1ペアリフト山頂乗場にて索道人身傷害事故があり、乗客2名が負傷されました。心よりお詫び申し上げます。  
事故防止のため、無線型リフト停止装置を設置しました。

### (2) 災害（地震や暴風雨、豪雪など）

令和7年度災害による運転停止はありません。

### (3) インシデント（事故の兆候）

令和7年度の国土交通省へのインシデントの報告はありません。

## 4. 輸送の安全確保のための取組み

### (1) 人材教育

当社では、輸送や皆様の安全に役立つよう、シーズン営業開始前に施設及び取扱いに

ついで安全化教育を実施しています。また、索道協会開催の各種研修にも参加しました（令和7年10月中部運輸局技術管理者研修 参加2名）

### (2) 緊急時対応訓練

毎年、春・冬の2回シーズン開始前に、従事者一同にて救助訓練を実施しています。

### (3) 支柱・索道設備・原動設備検査

毎年、春・冬の2回シーズン開始前に従事者一同にて検査を実施しています

### (4) 安全のための投資

令和7年11月に第1・第2ペアリフトの非常制動装置のオーバーホールを行いました。

冬季、リフトメーカーに委託して5回の定期点検を行いました。

## 5. 当社の安全管理体制

理事長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。

理事長	輸送の安全の確保に関する際し有的な責任を負う。
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

## 6. 利用者の皆様にお願

### (1) リフト乗降時の注意事項

- ① リフト利用に不安のあるお客様は、係員にお申し出ください。
- ② 空き缶・煙草の吸殻（乗車中は禁煙）・その他の物品を乗っているリフトから投げ捨てないでください。
- ③ イスから飛び降りたり、イスを揺らさないでください。
- ④ 衣服、携帯品等が、リフト設備に引っ掛からないよう注意してください。（リュック・デイバック等は前に抱いてください）
- ⑤ 小さなお子さんは保護者の方が付き添い乗車してください。  
定員は 年齢に関係なく（乳幼児でも）2名です。
- ⑥ 乗降時は係員の指示に従ってください。

### (2) 天候について

- ① 雷雲の発生並び接近の場合、お客様の安全と機器の保護の為運転を見合わせます。黒い雲・冷たい風・雷鳴が近づいたら、早急下山してください。  
強風が吹きリフトが停止することがあります。  
以上、ご理解のうえご協力をお願いします。

## 7. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当村への取り組みに対するご意見をお寄せください。

〒449-0405

愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字御所平70-185

一般財団法人 茶臼山高原協会

TEL 0536-87-2345 FAX 0536-87-2077

E-mail kogen-a@chausuyama.jp

〒449-0403

愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2

豊根村役場 振興課 観光係

TEL 0536-85-1316 FAX 0536-85-5110

E-mail [kanko@vill.toyone.lg.jp](mailto:kanko@vill.toyone.lg.jp)